

● 序章 計画策定の目的と位置づけ

1. 計画策定の目的と位置づけ
2. 計画策定の流れ

1. 計画策定の目的と位置づけ

(1) 計画策定の背景と目的

① 背景

砂川市住生活基本計画（以下、「本計画」という）は、社会動向・情勢、国や北海道の住宅施策に基づき、市民のニーズに対応できる良質な住宅ストック及び良好な住環境の形成を図るため、平成26年度に策定されました。しかし、本格的な人口減少及び少子高齢化社会の到来や、自然災害の激甚化、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い「新たな日常」に対応した生活様式の転換など社会環境は大きな変革の時期を迎えており、このような変化に対応する住宅施策の位置づけ・取組の見直しが求められています。

国では、これらの変化に対応した新たな住宅施策の展開を図るため、国民の豊かな住生活の実現を目指して住生活の安定確保・向上を促進するために、住生活基本法（平成18年6月制定）に基づいて平成18年9月に「住生活基本計画（全国計画）」を策定するとともに、平成23年3月、平成28年3月及び令和3年3月にはその変更計画を定めています。そして、全国計画に則して、北海道でも、安全で安心な北海道らしい住まいづくりに向けた住宅施策を推進するため、平成19年2月に「北海道住生活基本計画」が策定され、平成24年3月、平成29年3月及び令和4年3月に見直しされました。

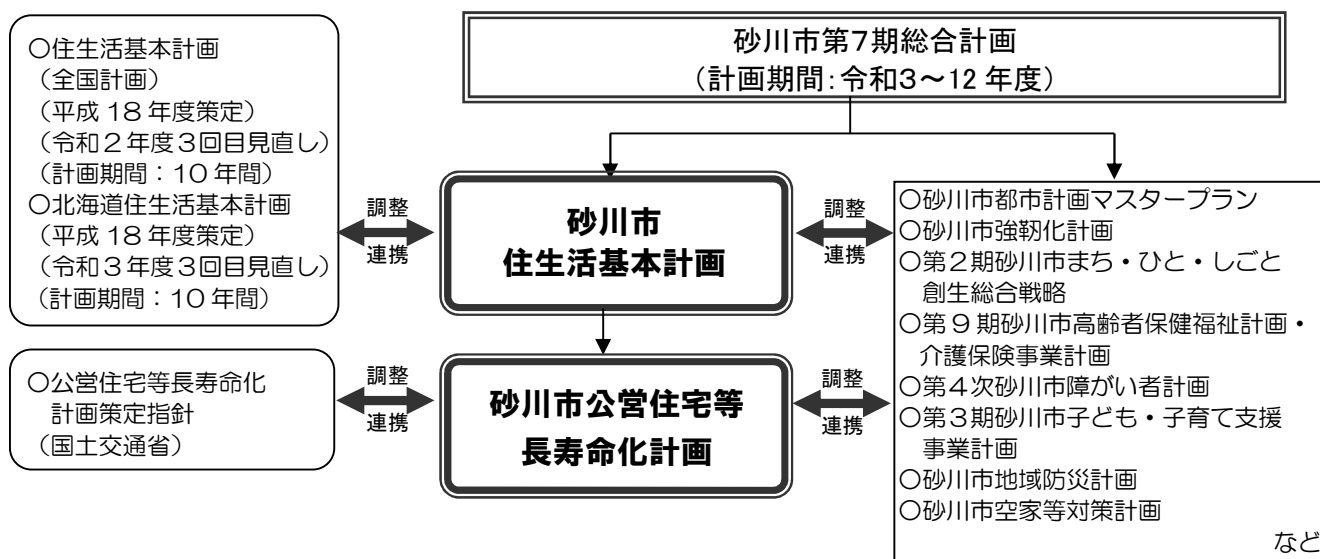
本市においても、社会動向・情勢、国や北海道の住宅施策に基づき、市民のニーズに対応できる良質な住宅ストック及び良好な住環境の形成を図るために本計画を見直し策定する必要があります。

② 目的

今後の本市における住生活の安定の確保及び向上の促進を図ることを目的とし、市の現状、住まい・住環境の特性等から、住宅施策の基本理念・基本目標を設定するとともに、住宅施策の展開方向や推進施策等について総合的な計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

「砂川市第7期総合計画」を上位計画とし、その他関連する計画と調整・連携を図ることとします。



(3) 計画期間

本計画は、令和7年度から令和16年度までの前半10年間を計画期間とし、令和17年度から令和26年度までの後半10年間を構想期間とします。概ね、5年ごとに計画の見直しを図ります。

令和7年度	令和16年度	令和17年度	令和26年度
計画期間		構想期間	

(4) 計画策定体制

本計画策定にあたり、以下の検討組織を設置し、計画に関わる協議・検討・連絡・調整等を行います。

① 策定委員会

策定委員会は関連団体・機関、関連部局の部長等で構成し、策定内容に対する協議・修正及び承認を目的として設置します。

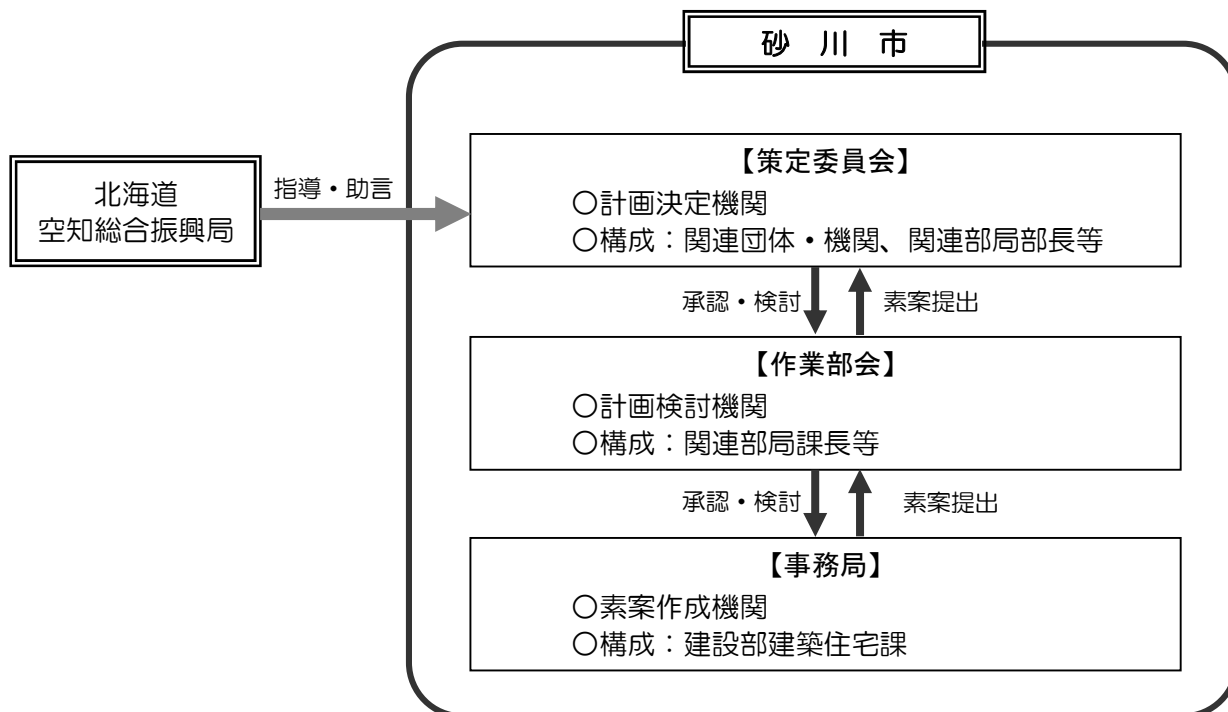
② 作業部会

作業部会は関連部局の課長等で構成し、策定内容に係る各種詳細事項の検討・調整・修正や事務局案に対する意見の聴取、及び各課の連携・調整を図ることを目的として設置します。

③ 事務局

事務局は建設部建築住宅課の職員で構成し、検討・計画策定に必要な資料データの収集、策定委員会での協議・検討に必要な各種素案等の作成・整理を目的として設置します。

● 計画策定体制



2. 計画策定の流れ

砂川市住生活基本計画の策定の流れを以下に示します。

